

111 年度低收入戶生活扶助現金給付項目及標準

省市別	低收入戶類別	家庭生活補助 (扶助費)	兒童生活補助費	就學生活補助
臺灣省		(最低生活費 14,230 元/人/月)	(15 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 款	11,040 元/人/月		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 款		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
臺北市		(最低生活費 18,682 元/人/月)	(18 歲以下兒童或青少年)	(18 歲以上在學)
	第 0 類	18,682 元/人/月；第 3 口 (含) 以上 14,270 元		
	第 1 類	14,270 元/人/月		
	第 2 類	7,370 元/戶/月	7,770 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 類		7,070 元/人/月	6,358 元/人/月
高雄市		(最低生活費 14,419 元/人/月)	(15 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 類	12,813 元/人/月		
	第 2 類	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 類		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
新北市		(最低生活費 15,800 元/人/月)	(15 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 款	12,393 元/人/月		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 款		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
臺中市		(最低生活費 15,472 元/人/月)	(16 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 款	11,103 元/人/月		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 款		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
臺南市		(最低生活費 14,230 元/人/月)	(15 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 款	11,103 元/人/月		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 款		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
桃園市		(最低生活費 15,281 元/人/月)	(15 歲以下)	(高中職以上在學)
	第 1 款	12,218 元/人/月		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
	第 3 款		2,802 元/人/月	6,358 元/人/月
福建省		(最低生活費 12,792 元/人/月)	(無)	(高中職以上在學)
	第 1 款	8,190 元/人/月(第 3 口以上 6,358 元)		
	第 2 款	6,358 元/戶/月	國中(小)就學生活扶助 2,155 元/人/月。	6,358 元/人/月
	第 3 款			6,358 元/人/月

備註：

- 每人每月所領取政府核發之救助金額，依社會救助法第八條規定，不得超過當年政府公告之基本工資（111 年基本工資每月 25,250 元）。
- 低收入戶內同一輔導對象，若兼具老人或身心障礙者雙重身分，依各該福利別規定，可擇優領取，不得重複。
- 依據全民健康保險法第 27 條規定，低收入戶健保費由政府全額補助。同法第 49 條規定，第 5 類應自行（部分）負擔之費用，由中央政府補助。
- 低收入戶住院期間之膳食費由各級政府分擔補助。